

抜本的な法人税改革

—仕向地主義キャッシュフロー税と残余利潤の配分を中心とした 新たな法人税制の可能性—^{*1}

馬場 康郎^{*2}

小林 庸平^{*2}

要 約

経済のグローバル化・デジタル化に伴って生じる租税回避や租税競争等の課題に対し、これまで種々の取り組みがなされてきたところであるが、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する解決策の「第一の柱 (Pillar I)」「第二の柱 (Pillar II)」の合意がなされ、各国で導入に向けた準備が進められている。

他方、法人課税の抱える課題を抜本的に改革するための提案として、第一の柱・第二の柱に係る合意以前から、仕向地主義キャッシュフロー税 (DBCFT)、所得による残余利潤の配分 (RPAI) 等が提案されてきた。DBCFT は、効率性・租税回避の抑制・租税競争の抑制・事務負担の軽減それぞれの観点から利点があるものの、現行の法人課税からの乖離は大きく、WTO 協定等との適合の面からも課題は大きい。RPAI は、現行税制の課題全てを解決するものではないが、効率性・租税回避の抑制・租税競争の抑制それぞれの観点から利点があり、かつ現行の法人課税からの乖離は DBCFT ほど大きくない。

今後の国際課税の方向性としては、すぐに抜本的な法人税改革がなされるのではなく、まずはデジタル課税の導入・定着を待った上で実務的な課題や現行の法人課税の抱える課題の解決状況について整理がされることとなる。その上で、抜本的な法人税改革の必要があると考えられる場合には、第一の柱の仕組みを拡張する形で RPA の導入範囲拡大、将来的には RPAI の導入への拡張が考えられる。その後、更なる改革が求められる場合には国際的な合意のもとで DBCFT の導入の議論がなされることが想定される。

キーワード：国際課税、BEPS、租税回避

JEL Classification：H25, H26, F23

^{*1} 財務省財務総合政策研究所におけるフィナンシャル・レビュー論文検討会議に参加いただいた森信茂樹先生はじめ各先生方から多くの有益な情報・示唆を頂戴したことに感謝申し上げます。

^{*2} 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 経済財政政策部 主任研究員

I. はじめに

経済活動のグローバル化・デジタル化が進展する中で、現行の法人課税については多国籍企業によるタックス・プランニングを用いた租税回避、各国政府間の租税競争などの課題が生じている。これらの問題に対しては、1990年代から種々の取り組みがなされているところである。具体的には、OECDにおける1998年の「有害税制フォーラム」の設立、2012年のBEPSプロジェクトの立ち上げ及び2015年の最終報告書の公表が挙げられる。また、2015年の最終報告書で残された課題であった経済のデジタル化に伴う課税上の課題については、課税所得配分ルールの見直し（第一の柱）、グローバルミニマム課税（第二の柱）について合意がなされた。これにより、国際的な租税競争の回避、デジタルサービス等への適切な課税等が一定実現することが期待される。

しかしながら、現行の国際租税原則の下では、各国は法人税率引き下げ等のインセンティブを有しており、国際的な租税競争を完全に回避することは難しい。また、多国籍企業に対して租税回避を行う機会を残している。さらに、現行の法人課税は、企業の投資水準・投資立地・資金調達手段を歪ませ、効率性の観点からも問題がある。こうした課題を解決する観点から、デジタル課税に係る合意以前から、法人税制の抜本的改革案の検討がなされてきた。具体的には、仕向地主義キャッシュフロー税（Destination-Based Cash Flow Tax：DBCFT）、所得による残余利潤の配分（Residual Profit Allocation by Income：RPAI）等の提案である。DBCFTについては、アメリカにおいてトランプ政権下に

において実際に単独導入に向けた議論がなされていたものの、最終的に導入には至らなかった。RPAIは、残余利潤の配分（Residual Profit Allocation：RPA）の一類型であるが、RPAは利潤全体を通常利潤（Routine Profit）と残余利潤（Residual Profit）に分け、残余利潤については通常利潤と異なる基準により配分する仕組みである。デジタル課税に係る課税所得配分ルールの見直し（第一の柱）もRPAの一類型であるといえる。第一の柱について、考え方・仕組みはRPAIと共通するところがあるものの、対象企業・対象所得の算定方法・配分方法などRPAIとの差異は大きい。また、定式配分（Formulary Apportionment：FA）は国際租税では導入されていないが、欧州委員会が欧州域内事業者所得課税の枠組み（Business in Europe：Framework for Income Taxation：BEFIT）の導入を検討している¹⁾ほか、アメリカ・カナダの州税等で導入実績がある。

ポストパンデミックという観点からは、コロナ禍が経済活動のデジタル化を更に促進し、源泉地主義の課題を拡大しているともいえる。例えば、リモートワークの普及促進により、国境を越えた就業の可能性が増加しており、サービス業等において「源泉地」の特定が困難になること、あるいは実態を反映しなくなる可能性もある²⁾。

デジタル課税について一応の決着を見た現時点において、更なる抜本的な法人税改革の必要性、影響についての検討・分析はまだ十分に行われているとは言えない。そこで、本稿では、望ましい法人課税に係る基準を設けたうえで、

1) かつては、共通連結法人税課税標準（Common Consolidated Corporate Tax Base：CCCTB）の導入に向けた検討が進められていたが、撤回された。その後、2023年9月12日にBEFIT指令案を公表した。

2) リモートワークと恒久的施設の関係について、OECD（2021）では、リモートワークが実施されている従業員の自宅について、企業の支配が及ばない場合には企業の恒久的施設とみなされないと示されている。

現行の法人課税並びにそれぞれの抜本的な改革案の評価を行うとともに、所得配分の変化に係る事例进行分析する。

Ⅱ．望ましい法人課税の特徴

法人課税に限らない税制に係る原則として、古くはアダム・スミスの4原則（公平・明確・便宜・最小徴税費）、ワグナーの4大原則・9原則、マズグレイブの7条件が挙げられる。我が国においては、1949年のシャープ勧告以降、「公平・中立・簡素」の3原則が租税原則とされている。

本稿では、グローバル化・デジタル化の進展を踏まえ、法人課税、特に多国籍企業に対する法人所得課税を念頭に、望ましい基準を具体化する。

Ⅱ－1．Devereux et al. (2021) における基準

現行の法人課税の評価、抜本的な法人税改革案の検討・評価を行ったDevereux et al. (2021)において、グローバル化・デジタル化の進展を踏まえた法人課税の望ましい特徴として、①公平性、②効率性、③租税回避への強靱性、④執行の容易さ、⑤誘因両立性の5点の基準を設けている。

現行の法人税制については、源泉地主義であることが租税回避の余地を残すことや国家間の租税競争を引き起こすこと、租税回避を防ぐための移転価格税制等の規定が納税者・国家双方の負担を増やしていること、経済的レント(economic rent)だけでなく正常利潤³⁾(normal return)も課税ベースに含むことが投資規模に歪みをもたらすこと等の課題があるとしている。

(1) 公平性

公平性については、①個人間の公平性、②企

業間の公平性、③国家間の公平性に分けている。個人間の公平性について、垂直的公平については法人課税のみで実現する必要はないとしている。企業間の公平性は、同一市場において競合する事業者間で公正な競争がなされるべきというものである。国家間の公平性は、国が公共財やサービスを事業者提供に提供する対価として、課税権を有するべきという考え方を取る。

(2) 効率性

法人課税が利益課税であることに起因する非効率として、①投資の規模、②資金調達手段への影響が挙げられる。また、国際課税を念頭に置くことに起因するものとして、③投資の立地への影響が挙げられる。これらについて、税による歪みを生じさせない税制であることが望ましいとされている。

(3) 租税回避への強靱性

租税回避を抑制する性質を有するものであることが望ましい。公平性・効率性・執行の容易さの各項目と重複するものの、国際課税を念頭に置くことから、租税回避への強靱性が独立した基準として設けられている。

(4) 執行の容易さ

税務当局側・納税者側それぞれにとってのコンプライアンスコスト等の税務関連コストの大きさが基準として設けられている。

3) 本稿では「正常利潤」を、投資のリスクを考慮した上で投資家が求める最低限の収益率とし、当該収益を超えて得られる収益を「経済的レント」と定義する。また、RPA、RPAI等においては「通常利潤」「残余利潤」を分けて所得配分することになるが、これらと「正常利潤」「経済的レント」は厳密には同一でない。

（5）誘因両立性

一般的に税制の望ましい基準として含まれるものではないが、国際課税に関して、政府間の租税競争等への影響に係る基準として設けられている。任意の国家が、他国に負担を転嫁する税制を導入する動機を持たない国際租税の仕組みであることが望ましい。

Ⅱ－2. IMF（2019）における基準

2019年当時においてデジタル課税に係る法人税改革案や抜本的な法人税改革を評価したIMF（2019）において、グローバル化・デジタル化の進展を踏まえた法人課税の望ましい特徴が示されている。

現行の法人課税の課題として、①利益移転、②租税競争が挙げられることから、これらを防止する税制を模索し、③執行・コンプライアンス遵守の容易さ（Ease of implementation：Practically）、④法的課題（Ease of implementation：Legally）、⑤低所得国の適合性（Suitability to circumstances：LICs）を含む5点の基準を設けている。Devereux et al.（2021）とほぼ同様の基準であるが、④法的課題が加わっている⁴⁾。

また、議論の前提として、BEPSプロジェクトにおける「価値創造が行われた場所における課税」（“taxing where value is created”）が国際的な税務取り決めを評価する基準としては完全なものではないと示している。効率性の観点からは経済的レント課税が望ましいこと、投資立地の中立性に関しては、資本輸出中立・資本輸入中立・資本所有中立の全てを実現することは難しいこと、天然資源等に係る立地レントへの課税権を立地国以外に分配することについて合意がなされていないことに言及している。

（1）利益移転の防止、租税競争の防止

現行の法人税制の下で、デジタル化・グロー

バル化の進展の中で生じている課題として利益移転・租税競争が挙げられることから、利益移転の防止・租税競争の防止が基準として設けられている。

（2）執行・コンプライアンス遵守の容易さ

税務当局側・納税者側それぞれにとってのコンプライアンスコスト等の税務関連手続コストの大きさが基準として設けられている。

（3）法的課題

既存の国家間の協定等との適合性について、改革案の実現可能性の観点から基準として設けられている。特に、現行の二国間租税条約、WTO協定などが念頭に置かれている。

（4）低所得国への特段の配慮

低所得国においては、法人所得税が税収全体に占める割合が高いこと、税務行政の執行能力に限界があること等から低所得国に対して特段の配慮がなされることが基準として設けられている。

Ⅱ－3. 本稿における評価基準

Devereux et al.（2021）、IMF（2019）の基準を参考としつつ、望ましい法人課税の評価として、①公平性、②効率性、③利益移転・租税回避の抑制、④租税競争の抑制、⑤事務負担の軽減を評価基準として設定する。また、法的課題についても検討する。

なお、仕向地主義キャッシュフロー税・所得による残余利潤の分配については、一国又は全世界が移行する場合に加えて、一国又は少数国のみが移行する場合も評価するが、事務負担については、移行国・非移行国それぞれのメリット・デメリットについても評価する。

4) Devereux et al.（2021）においては現行の租税条約やWTO協定等との関連などの法的課題についても取り上げられているが、望ましい法人課税の特徴としての独立した基準として設けられていない。

(1) 公平性

公平性については、①企業間の公平性（同一市場で競合する企業に対して同一の税負担を課しているか）、②国家間の公平性（国家が提供する公共サービスの対価として合理的な税を徴収しているか）の2点で評価する。③個人間の水平的公平性、④個人間の垂直的公平性については、法人課税だけで達成する必要はないこと、所得税の課税方法も含めた検討が前提となることから本稿においては対象外とする。

(2) 効率性

効率性については、①投資の規模、②資金調達手段、③投資立地の3点の視点から評価する。

(3) 租税回避の抑制

公平性（特に企業間の公平性及び国家間の公平性）・効率性（特に投資の立地）・事務負担と重複するものの、国際課税を念頭に置くことから、Devereux et al. (2021) 同様に独立した基準として設ける。

現行税制において、主要な租税回避手段となっている①資金貸付、②移転価格の操作、③無形資産の移転を通じた利益移転を抑制できるか評価する。また、抜本的な法人税改革が導入されることによる新たな租税回避手段の出現の有無、当該租税回避への対応策を評価する。

(4) 租税競争の抑制

国家間における租税競争を抑制できる仕組みであるかどうかを基準として設ける。特に、企業誘致に向けた税率引き下げ等のインセンティブの大きさを評価する。

(5) 事務負担

法人課税にあたっての税務当局及び納税者の税務関連の事務負担の大きさを評価する。なお、評価に当たって、現行制度からの移行にあたっての対応コストは評価対象外とし、制度定着時における事務負担の大きさを評価することとする。

(6) 法的課題（課題・留意点）

抜本的な法人税改革を行う場合において、現行の国家間の法的取り決めの修正の必要性を評価する。二国間租税条約、WTO 協定等への抵触が挙げられるが、二国間租税条約に関しては、現行の法人課税制度を前提として規定されているものであり、抜本的な法人税改革を実施する上ではいずれも改訂が必須のものであることから、本稿においては検討対象外とする。

II-4. 現行の法人税制の評価

上記で設定した評価軸に従い、現行の法人税制を評価する。なお、2023年時点での法人税制の評価に加え、課税所得配分ルールの見直し（第一の柱）・グローバルミニマムタックス（第二の柱）がいずれも各国において適用された場合における評価も行う。

II-4-1. 現行の法人税制

(1) 公平性

A 企業間の公平性

過大支払利子税制、移転価格税制の制度改正等によって租税回避手段への対策が取られているが、多国籍企業においては、依然として租税回避を行うことは可能であり、特定国のみで活動している企業と比較して税負担は小さくなっている。

B 国家間の公平性

仕向地主義に基づく課税であり、消費地への配分は小さい。

(2) 効率性

A 投資の規模

現行の法人課税は経済的レントだけでなく、正常利潤に対しても課税することから、資本コストを増やし、投資の規模を縮小させるものである。なお、源泉地主義のもとでもイタリア等において導入されている ACE (Allowance for Corporate Equity: みなし利息控除) では経済的レントに課税され、投資の規模を歪めることはない。また、キャッシュフロー課税を導入す

る場合であっても同様に投資の規模は歪めない。

B 資金調達手段

支払利子は控除される一方で支払配当は控除されないことから、負債調達に有利である。ACEや支払利子の損金算入を認めないCBIT（Comprehensive Business Income Tax：包括的事業所得税）を導入する場合には資金調達手段を歪めることはない。

C 投資立地

低税率国に生産拠点を移すことによる租税負担の軽減が可能である⁵⁾。

（3）租税回避の抑制

主要な租税回避手段である①資金貸付、②移転価格の操作、③無形資産の移転それぞれの可能性を見ると、支払利子控除によって①資金貸付による租税回避は有効であり、源泉地主義課税であることによって②移転価格の操作、③無形資産の移転による租税回避が有効なものとなっている。そのため、過大支払利子税制、移転価格税制等によってこれらの租税回避手段への対策が取られているところである。

（4）租税競争の抑制

現行の法人税制の下では、法人税率の引き下げ等により企業誘致を図ることが可能であることから、租税競争が発生し、“Race to the Bottom”が生じる。

（5）事務負担

現行の法人税制の下では、所得の算定に当たって負債・資本の区別、費用・資産を区別するルール、減価償却等煩雑なルールが設けられている。

また、租税回避を防ぐため、移転価格税制等が導入されているが、当該対応にあたっては企業・税務当局ともに膨大な事務が発生している。

Ⅱ－4－2．第一の柱・第二の柱の適用後

第一の柱の適用により、一部の多国籍企業の残余利潤の一部に対する課税権を市場国に配分することにより、利益移転の抑制・租税競争の抑制が図られる⁶⁾。これにより、企業間の公平性・国家間の公平性、企業立地への影響の観点からもメリットがある。ただし、対象企業・対象所得が極めて限定的であることから、その影響は限定的である。

第二の柱の適用については、利益移転の抑制・租税競争の抑制が図られる⁷⁾。これにより、企業間の公平性・国家間の公平性、企業立地への影響の観点からもメリットがある。ただし、最低税率を超えるところでは、租税競争は残り、利益移転のインセンティブも残ることとなる。

事務負担については、税務当局・納税者ともに更に増大することとなる。また、「租税回避の抑制」とはトレードオフの関係にあり、租税回避の抑制に向けて新たなルールが設けられると、企業・税務当局ともに事務負担が増大することとなる⁸⁾。

このように、現行の法人課税においては、公平性、効率性、租税回避の抑制、租税競争の抑制、事務負担のいずれの面からも一定の課題が生じている。第一の柱、第二の柱の導入により、事務負担を除く観点では一定の緩和が見られるものの、完全に課題がなくなるわけではない。また、事務負担の大きさに係る課題は更に大きくなる。

5) Feld and Heckemeyer (2011) によると、対外直接投資の実効税率に対する半弾力性の中央値は25と推計される。

6) IMF (2023) によると、主に低税率の投資拠点から他国に対して多国籍企業の利益を2%再配分し、全世界の法人所得税収を120億ドル増加させると試算している。

7) IMF (2023) によると、全世界の法人所得税収を5.7%増加させ、国境を超える利益移転は36%減少させると推計している。また、法人税率を巡る租税競争が緩和されることで、法人所得税の平均税率は22.2%から24.3%に増加し、全世界の法人税収は8.1%増加すると推計される。

8) 岡 (2023) において、グローバルミニマム税導入によるコンプライアンスコストの問題を検討し、日本にとって事務コストが競争条件上の課題となることを示している。

主な要因は、①正常利潤への課税、②源泉地主義課税を採用⁹⁾していることにあるものと考え

られるが、これらを修正するためにも抜本的な法人税改革が提案されてきたところである。

Ⅲ．仕向地主義キャッシュフロー税（DBCFT）

仕向地主義キャッシュフロー税は、Bond and Devereux（2002）によって最初に提案されたもので、イギリスの財政研究所（Institute for Fiscal Studies）で取りまとめられた“Mirrlees Review”においても Auerbach, Devereux and Simpson により、VAT 型仕向地主義キャッシュフロー税（VAT type destination-based corporate cash flow tax）として取りまとめられている。アメリカにおいて、トランプ政権下の税制改革の議論の中で、DBCFT の導入に向けた検討が進められたが、最終的に導入には至らなかった。

DBCFT には、課税権配分を源泉地主義・居住地主義課税から仕向地主義に転換する側面と、投資時に投資費用全額の控除を認め、課税ベースをキャッシュフローと一致させるキャッシュフロー税の側面がある。全世界において仕向地主義キャッシュフロー税が導入される場合、仕向地主義への転換により、租税回避の抑制、租税競争の抑制が図られ、投資立地に歪みを生じさせず¹⁰⁾、企業間の公平性も確保されることとなる。また、キャッシュフロー税への転換により、投資の規模・資金調達手段の歪みを発生させない税制に転換される。ただし、現行の法人課税からの乖離は大きく、WTO 協定等への抵触等の課題は大きい。また、特定の一か国又は数か

国のみが導入し、他国において現行の法人課税を継続する場合には、公平性・投資の立地に係る効率性・租税回避の観点から、現行税制よりも悪化させる可能性がある。以下に、DBCFT の仕組み・特徴を整理し、全世界が導入した場合と特定の一か国又は数か国のみが導入した場合に分けて、設定した基準に基づき評価する。

Ⅲ－１．仕組み

DBCFT においては、現行の VAT と同様の国境調整がなされ、輸入は損金から控除され、輸出品は益金から控除される。収益は売土地（仕向地・市場国）における所得に計上されるものの、労務費等の費用については源泉地において控除されることから、仕向地主義の要素・源泉地主義の要素のいずれも含むこととなる。なお、定式配分とは異なり、企業グループの利潤を合算するわけではなく、現行の法人課税と同様に国ごとに所得を算定する。

加えて、即時償却の導入・支払利子損金不算入により、キャッシュフローを課税ベースとする。DBCFT における課税ベースとなるキャッシュフローについては、Meade Committee（1978）に示されるところの R ベース（実物取引から生じるキャッシュフローのみに限定し、借入・返済・利払等の金融取引を除外）が想定さ

9) 国際課税の枠組みとして、源泉地主義課税でなく、居住地主義課税を採用している国もあるものの、形式的には居住地主義課税でも、実際には自国政府は外国子会社から配当が国内に還流してこない限り課税できないため、現行の法人税ではどこ国でも実質的に源泉地主義課税になっている（鈴木，2020）。

10) Bond and Devereux（2002）ではこうした結論だが、土居（2011）では、VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税は、一般的には企業の国際的な立地に中立的とはいえないが、外国政府が課税せず自国政府のみが課税する場合に、企業の国際的な立地選択に影響を与えないとされている。

れる¹¹⁾。

現行の源泉地主義・居住地主義を仕向地主義へ転換することと、課税ベースをキャッシュフローへ転換することは必ずしも同時に行われるものではない。源泉地主義・居住地主義のもとでキャッシュフロー法人税を導入している例として、メキシコ、エストニア、マケドニアでの実施例がみられる。

表1に、DBCFTと現行法人税・消費税の比較例を記している。A社はA国で製造業を営み、国内及び国外に販売する事業者であり、中間財の一部をA国内のB社から購入している。B社はA国で製造業を営み、A社のみが顧客である。

ここで、A社の国内売上350、国外売上150、中間財のB社からの購入200、輸入100、A国内の労務費が80であると想定する。B社はA国内の労務費が150であると想定する。その他、施設の減価償却等は捨象する。

このとき、税引前利益はA社120、B社50となる。現行法人税の課税ベースである所得も同額とする。DBCFTにおける所得については、国境調整の関係から益金は国内売上のみとなり、損金からは輸入中間財が控除される。このため、A社の所得は70、B社の所得は50となる。消費税については、税率を10%と想定すると、A社の納付税額は15、B社の納付税額は20となる。

11) R+Fベース（実物取引から生じるキャッシュフローのみではなく借入・返済・利払等の金融取引を含む）の場合であっても、金融機関・非金融機関いずれにおいても同様の税制が適用される場合には、以下の点を除き経済的に同値である。例外としては、R+Fベースでは非金融機関が利益を預金・債券購入等に充てることによって課税繰延が可能である点、R+Fベースでは金融機関が非金融機関に手数料を貸す場合と利息を課す場合で対応が異なる点、R+Fベースの場合には負債と資本の区別が必要となる点、Rベースの場合には実物取引と金融取引の区別が必要となる点が挙げられる。

表 1 DBCFT と現行法人税・消費税の比較

			A社	B社(売上は全てA社)
収益	国内売上		350	200
	国外売上		150	
	売上合計		500	200
費用	中間財	国内調達	200	
		輸入	100	
		中間財合計	300	0
	労務費		80	150
	合計		380	150
税引前利益			120	50
DBCFT	益金		350	200
			(500-150)	
	損金		280	150
			(380-100)	
現行法人税	課税所得		70	50
	益金		500	200
	損金		380	150
	課税所得		120	50
消費税※税率10%の場合	受取消費税		35	20
			(350×10%)	(200×10%)
	仕入税額控除		▲21	
			(300×10%×7/10)	
	輸出商品の仕入れにかかった消費税還付		▲9	0
			(300×10%×3/10)	
	輸入消費税		10	0
			(100×10%)	
納付税額		15	20	
消費税の課税ベース		150	200	

(注) 中間財の仕入税額控除・輸出商品の仕入にかかった消費税還付の算定は、仕入金額にそれぞれ売上合計に占める国内売上・国外売上の比率を乗じて算定している。

(出所) 著者作成

Ⅲ－２．特徴

Ⅲ－２－１．VAT＋賃金税減税と等価

VATについては軽減税率・免税品目が設定されていないこと、賃金税については一定税率であることを前提とすると、DBCFTはVAT及び賃金税減税と等価になる。

現行のVATの課税ベースについては、GDPの三面等価から、

$$C(\text{消費}) = W(\text{勤労所得}) + R(\text{資本所得}) - I(\text{投資}) - X(\text{輸出}) + M(\text{輸入})$$

と表すことが可能である。ここで、Wを左辺に移項すると、

$$C(\text{消費}) - W(\text{勤労所得}) = R(\text{資本所得})$$

$$-I(\text{投資}) - X(\text{輸出}) + M(\text{輸入})$$

となる。左辺はVATの課税ベースから国内賃金を除いたものである。右辺のうち $(-X + M)$ は国境調整であり、右辺全体としてはDBCFTの課税ベースとなる。

つまり、現行法人税のDBCFTへの移行は、①現行法人税の廃止、②VAT税率を現行法人税率分引き上げ、③労働所得の税率を現行法人税率分引き下げと等価である。表1の例では、DBCFTの納税額は税率を10%とすると、A社が7(70×10%)、B社が5(50×10%)である。これは、消費税率の10%引き上げることによるA社15、B社20の納税額の増加から、労働所

得の税率を10%引き下げることによるA社従業員8、B社従業員15の納税額の減少を引いた計数と同等である。

Ⅲ－２－２．為替レート・国内物価への影響

一国又は数か国のみがDBCFTに移行する場合には、国境調整により、一時的に移行国の国際競争力が強化される。しかし、変動相場制の国では為替レートの調整により、固定相場制の国においては、国内物価・名目賃金の調整によって当初の輸出増加・輸入減少の効果が打ち消される。

Ⅲ－２－３．仕向地主義での収益計上，源泉地主義での費用計上

DBCFTにおいて、収益は仕向地において計上される一方で、費用は源泉地において控除される。そのため、高税率国への企業立地が促進される懸念はあるが、表2に示す通り、特定国が税率を引き上げる場合であっても、物価・為替レートの調整後には投資立地によって企業の当期純利益の金額は変わらない¹²⁾。

12) 共通経費については費用発生国の費用として一括計上している。

表2 仕向地主義キャッシュフロー税と投資の中立性

		A 国	B 国	合計
A パターン ・当初	DBCFT 税率	10%	10%	
	人件費	60	0	60
	その他費用	40	0	40
	売上	150	150	300
	DBCFT 課税ベース	50	150	200
	DBCFT 税額	5	15	20
	当期純利益	45	135	180
B パターン ・B 国税率引き上げ ・為替調整なし	DBCFT 税率	10%	25%	
	人件費	60	0	60
	その他費用	40	0	40
	売上	150	150	300
	DBCFT 課税ベース	50	150	200
	DBCFT 税額	5	37.5	42.5
	当期純利益	45	112.5	157.5
C パターン ・B 国税率引き上げ ・事業所移転 ・為替調整なし	DBCFT 税率	10%	25%	
	人件費	0	60	60
	その他費用	0	40	40
	売上	150	150	300
	DBCFT 課税ベース	150	50	200
	DBCFT 税額	15	12.5	27.5
	当期純利益	135	37.5	172.5
D パターン ・B 国税率引き上げ ・事業所移転 ・為替調整 (B 国通貨増価)	DBCFT 税率	10%	25%	
	人件費	0	72	72
	その他費用	0	48	48
	売上	150	180	330
	DBCFT 課税ベース	150	60	210
	DBCFT 税額	15	15	30
	当期純利益	135	45	180
E パターン ・B 国税率引き上げ ・為替調整 (B 国通貨増価)	DBCFT 税率	10%	25%	
	人件費	60	0	60
	その他費用	40	0	40
	売上	150	180	330
	DBCFT 課税ベース	50	180	230
	DBCFT 税額	5	45	50
	当期純利益	45	135	180

(注) A 国通貨建てでの金額を記載している。C パターン、D パターン、E パターンについては、B 国の税率引き上げに対応して B 国通貨が増価する状況を示している。

(出所) Devereux et al. (2021) の例をもとに著者作成

Ⅲ－３．評価

Ⅲ－３－１．全世界がDBCFTに移行する場合

(1) 公平性

A 企業間の公平性

DBCFT は売上地において課税がなされることから、市場で競合する企業は同一の税率が課される。また、多国籍企業等における租税回避の可能性については、後述のとおり、主要な租税回避手段が排除されることから、現行の税制

よりも小さくなる。

B 国家間の公平性

収益は仕向地主義、費用は源泉地主義で計上されることから、源泉地国については国家が提供する公共サービスに見合う課税権が確保されるとは言えない。輸出比率の高い事業者は、製造国から製造にあたっての公共サービスの提供を受けている場合でも、全く課税されないケースもある。ただし、一国全体で見ると、貿易が

均衡している場合には全体の課税ベースは相殺される¹³⁾。

（2）効率性

A 投資の規模

キャッシュフロー課税を採用するため経済的レントのみに課税されることから、投資の規模への歪みは生じさせない。

B 資金調達手段

キャッシュフロー課税を採用するため支払利子控除がなされず、負債調達に有利にはならない。資金調達手段への歪みは生じさせない。

C 投資の立地

キャッシュフロー課税であっても、源泉地主義の場合には法人税率の差が投資立地に影響する。しかし、仕向地主義においては、最終消費者が税率に応じて移動しないと仮定すると、投資の立地への影響は生じない。

（3）租税回避の抑制

A 低税率国から高税率国への資金貸付

キャッシュフロー課税においては支払利子控除がなされず、また受取利子は益金算入されないため、資金貸付による利益移転はなされない。

B 移転価格の操作

国境調整により、企業グループ内での輸入・輸出の取引は所得に影響しないことから、移転価格の操作による租税回避は不可となる。

C 無形資産の移転

国境調整により、無形資産の利用権の購入・売却は、財やサービスの購入・売却と同様に企業グループ内での輸入・輸出の取引は所得に影響

しないことから、移転価格の操作による租税回避は不可となる。

（4）租税競争の抑制

最終消費者が動かない限りは、先述のとおり、法人税率と企業立地には関連性がなく、税率引き下げ競争は起こらない。

（5）事務負担

現行の法人税制において、所得算定や租税回避防止等の観点から設けられている種々の書類・手続が不要となり、納税者・税務当局共に事務負担は軽減される。

R ベースのキャッシュフロー課税においては、負債と資本が中立に扱われるため、負債・資本を区別するルールが不要である。また、即時償却制度が導入されるため、費用と資産を区別するルール、個別資産の減価償却額等の算定が不要となる。仕向地主義への移行の観点からは、現行の租税回避ルールのうち、移転価格税制、過小資本税制、タックスヘイブン対策税制等が不要となる。

ただし、国境税調整の執行体制の確保が課題である。特に無形資産・サービスに係る国境税調整の実施が難しい。また、市場国による徴収、特にBtoCの徴収については、国家間の協調が重要であり、例えばEUの付加価値税に係るワン・ストップ・ショップ¹⁴⁾の仕組みの導入が考えられる。

（6）法的課題（課題・留意点）

DBCFTへの移行にあたっての現行の課題と

13) 天然資源採掘などの地域に固有なレント（Local specific rent）が生じている場合には、仕向地主義キャッシュフロー税への移行により当レントが市場地国に移転することとなるが、当該天然資源に対して租税競争の圧力を受けることなく、別途税を課することが可能である。

14) 課税事業者は、DBCFT参加国の一か国で登録し、当該登録国の税務当局が、財・サービスの輸出先の税率にて徴収を行い、最終的に税務当局間で精算がなされる仕組みである。これにより、課税事業者が個別国に申告・納税する（還付を受ける）場合と比較して、納税者・税務当局ともに事務負担が大きく軽減される。

しては、WTO 協定への抵触が挙げられる¹⁵⁾。

Ⅲ－３－２．一国又は少数国のみが DBCFT に移行する場合

一国又は少数国のみが DBCFT に移行する場合、効率性に関して、移行国内での投資の規模・資金調達手段については、全世界で導入した時と同様の効果が期待される。非移行国内での投資の規模・資金調達手段の評価は従前と変わらない。

ただし、一国又は少数国のみが DBCFT に移行することは、現行の源泉地主義の法人税率がゼロとなる国と、現行の法人税率が維持される国がともに存在する状況になることから、租税回避の機会は現行の法人課税よりもむしろ悪化し、その結果、投資の立地の効率性、公平性（企業間の公平性・国家間の公平性¹⁶⁾）が悪化する。

なお、租税競争の面をみると、現行の法人税制を維持する国は DBCFT に移行しない限り企業立地等の面で不利な立場に置かれることから、中長期的に DBCFT に移行せざるを得なくなることが想定される。

事務負担については、DBCFT 移行国・現行制度維持国の双方が存在するとなるため、企業

の事務負担については、DBCFT、現行制度のいずれにも対応する必要が生じ、現行税制への対応よりもむしろ煩雑になる可能性がある。移行国においては、全世界が DBCFT に移行した場合における事務負担の軽減と同等の軽減が実現することになる。ただし、租税回避ルールに係る手続きの一部については、非移行国に対する情報提供等の観点から、引き続き取り組みを継続することが求められる可能性がある。また、非移行国から移行国への輸出に関して、ワン・ストップ・ショップの仕組みの導入は難しく、移行国が市場国である場合に徴収に係る課題がある。

非移行国においては、負債・資本を区別するルール、費用と資産を区別するルール、個別資産の減価償却額等の算定は従前どおり必要である一方、企業側の租税回避のインセンティブが高まることから、租税回避ルールの更なる厳格な適用が求められる可能性が高い。また、国別報告書の自動的情報交換等に関して、DBCFT 移行国にとっては実施を継続するインセンティブが乏しくなることから、移行国からの協力を得ることが難しくなる恐れがある。

Ⅳ．定式配分（FA）

定式配分は、複数の法域に跨る所得を合算し、一定の係数に基づいて所得を配分する方式である。国際課税の分野においてはまだ導入実績は

ないが、アメリカやカナダの州法人所得税で導入実績があるほか、欧州委員会において BEFIT の検討が進められている。なお、CCCTB につ

15) Schön (2016) によると、DBCFT の要素に関して、法人課税において課税権を源泉地国から仕向地国に移動させることは WTO 協定に抵触しないが、輸入品への差別・輸出補助金をもたらす「国境調整」が課題であるとしている。そのため、例えば売上のみに基づく定式配分は WTO 協定に抵触しないとしている。また、Grinberg (2017) は、課税ベースを国内消費とし、かつ課税対象事業者を拡大した上で、国境調整ではなく、海外からの輸入業者とそれ以外の販売業者を同等に扱うこと等により、WTO 協定に抵触しない代替的なアプローチが可能としている。

16) 源泉地主義課税を維持する国に対する投資が控えられ、DBCFT 移行国以外は税収減となることが見込まれる。例えば、Hebous et al. (2019) による推計では、アメリカが単独で DBCFT を導入すると、近隣諸国は多国籍企業からの税収を 40% 失うおそれがある。

いては実現しないまま既に撤回されている。また、OECDの租税委員会次長のGrace Perez-Navarro氏は、デジタル課税の第一の柱における利益Aは、定式配分をより広範に用いることができるかの試金石になることは明らかであると述べている¹⁷⁾。

FAについては、配分基準によって課税権の配分が大きく異なることから、評価に当たっては、①売上・労働（人件費）・資産の3要素に均等のウエイトを与える方式（アメリカの州税におけるかつての主流であった方式）、②売上のみに基づいて算定する方式のそれぞれについて評価する。

Ⅳ－１．仕組み

FAは、FAに参加する複数国における企業の合計所得を算定し、それを予め定められた配分基準に基づいて各国に配分するものである。ここで、合計所得の算定方法・配分基準について参加国全てが統一するケース、各法域がそれぞれの方式を用いるケースの双方が考えられる。

国際課税の分野でFAを新たに導入する場合には、二重課税・二重非課税を防ぐ観点から、FAに参加する国家間で合計所得の算定方法や配分基準を統一することが考えられる。ただし、特に配分基準については国家間の利害対立が大きく、合意形成は容易ではない。配分基準として、売上・労働・資産の要素が考えられるが、労働についても従業員数を要素とするか、人件費を要素とするか、国家間の利害対立が起こる。

Ⅳ－２．定式配分の例（アメリカの州法人所得税）

各法域がそれぞれの合計所得の算定方法・配分基準を用いる例として、アメリカの州法人所得税が挙げられる。アメリカの各州は、州法人所得税の課税標準の算定に当たって、各企業の

連邦法人税の所得額を基準として州ごとに調整を行った連邦の合計額を算定した上で、独自に定める配分基準に基づいて配分している¹⁸⁾。そのため、州の間で配分基準を巡る租税競争が生じるとともに、同じ利益を複数の州で課税することも行われてきた。

もともと、定式配分の要素としては、資産・労働（人件費）・売上の3要素を均等に重みづけるマサチューセッツ方式が主流であったが、近年は売上の比重を高めており、売上のみで配分する州が増えている。これは、州の間で配分基準を巡る租税競争の結果であり、企業誘致を進める観点から、企業立地に影響を与えない売上の比重を高めている。近年においても、売上の比重を高める動きが続いている。近年のバーモント州の州法人所得税の配分方式は、売上高要素を2倍で重みづけした3要素（資産要素・労務費要素・売上高要素）だった。しかしながら2023年1月からは、バーモント州法（S.B. 53）に基づき売上高要素単一基準に移行した。モンタナ州は、3要素均等基準による定式配分法を用いてきたが、売上高要素を2倍で重みづけした3要素基準に2021年に変更した。アラバマ州は今まで売上高要素を2倍で重み付けした3要素基準を採用していたが、2021年に売上高要素単一基準に移行した。

また、州法人所得税に関する近年の動向としては、throwback・throwoutルールからの撤退があげられる。各州は、多州間で行われる法人所得を定式配分によって配分することになる。配分ルールとしては、資産要素・労務費要素・売上高要素の3要素均等基準、売上高要素を2倍で重みづけした3要素基準、売上高要素単一基準があるが、Public Law 86-272は、州内で販売以外の活動を行っていない企業（ネクサスのない企業）が、州内で得た売上に対する課税を禁じている。そのため、ある企業がネクサスの

17) 栗原（2021）

18) 2022課税年度において、50州＋コロンビア特別区のうち、売上・労働・資産の3要素を均等な比重で配分する州が4州、売上のみで配分する州が29州である（<https://www.urban.org/policy-centers/cross-center-initiatives/state-and-local-finance-initiative/state-and-local-backgrounders>）。

ない州で売上が生じた場合、どこにもいかなる所得（nowhere income）というものが生じることになる。

これらに対処するのが throwback・throwout ルールである。Throwback ルールでは、ネクサスのない州における有形資産の販売から生じた所得を源泉地に売上要素に戻す処理を行う。これは約 20 州程度で適用されている。一方、throwout ルールでは、ネクサスのない州における有形資産の販売から生じた所得は、定式配分の総売上額から除外することになる。つまり売上高要素の計算にあたって、分子を修正するのが throwback ルール、分母を修正するのが throwout ルールとなる。

2020 年以降、アラバマ、ルイジアナ、ミズーリ、バーモント、ウエストバージニアなどは、これらのルールを廃止し、オクラホマなどでも段階的に廃止の動きになっている。これは、法人税制をより簡素化すると共に、企業立地へのネガティブな影響を除去することが目的である。多くの企業にとってこれらのルールが事業活動に及ぼす影響は小さいが、特に小規模な製造業においては影響が大きくなり、企業の州外への流出を促進することになるため、これらのルールの廃止が進む可能性が高い。

Ⅳ－３．評価

以下の評価においては、FA を導入する国の国内あるいは国家間における関係性を前提として評価するものとする。

Ⅳ－３－１．①売上・労働（人件費）・資産の 3 要素に均等のウェイトを与える方式

（１）公平性

A 企業間の公平性

課税所得の一部が源泉地、一部が仕向地にて課税される。また、多国籍企業等における租税回避の可能性については、後述のとおり、現行の法人税制における主要な租税回避手段が排除されるものの、別途租税回避手段が生じることに留意が必要である。したがって、企業間の公

平性について、現行の法人税制より向上するものの、完全なものではない。

B 国家間の公平性

製造にあたって国家が提供する公共サービスの対価としては製造にあたっての労働・資産を要素とする所得配分、販売にあたって国家が提供する公共サービスの対価としては販売にあたっての労働・資産や売上を要素とする所得配分によって確保される。

（２）効率性

A 投資の規模

現行の法人税制と同様に経済的レントのみならず通常利潤にも課税されることから、投資の規模を縮小させる。

B 資金調達手段

現行の法人税制と同様に支払利子は控除されないことから、エクイティ・ファイナンスよりも負債による資金調達に有利になる。

C 投資の立地

販売にあたっての労働・資産や売上要素については仕向地に配分されるところ、最終消費者が税率に応じて移動しないと仮定すると、投資の立地への影響は生じない。製造にあたっての労働・資産を要素とする所得配分については、源泉地に配分されることから、税率の低い国において企業活動を行うインセンティブは残る。

（３）租税回避の抑制

現行の法人税制において租税回避の手段として用いられる低税率国から高税率国への資金貸付、移転価格の操作、無形資産の移転については、定式配分方式においては、課税所得合計の算定に影響しない。ただし、課税所得の配分の要素に影響することから、低税率国に無形資産を移転するインセンティブは引き続き残る。

（４）租税競争の抑制

販売にあたっての労働・資産や売上要素に基づく所得配分については、最終消費者が税率に応じて移動しないと仮定すると、租税競争は起

きない。製造にあたっての労働・資産に基づく所得については、源泉地に配分されることから、税率を引き下げることによって企業誘致が可能となる。

（5）事務負担

現行の法人税制において、所得算定や租税回避の抑制等の観点から設けられている種々の書類・手続が不要となり、納税者・税務当局共に事務負担は軽減される。

一方で、現行の法人税制において求められていない他国における資産・労働（人件費）・売上金額など、新たに必要となる事務手続も多くなる。特に、定式配分の実施に当たっては、現行法人税制においては求められていない遠隔地販売に係る遠隔地国への利益配分が必要となる。この点は、DBCFTと同様にEUの付加価値税に係るワン・ストップ・ショップの仕組みの導入が考えられる。

（6）法的課題（課題・留意点）

現行の租税条約の課税権の考え方との相違が問題となる。なお、WTO協定との関係については、国境調整は行わず、Schön（2016）によるとWTO協定に抵触しないとしている。

IV-3-2. ②売上のみに基づいて算定する方式

（1）公平性

A 企業間の公平性

課税所得の全てが仕向地にて課税される。また、多国籍企業等における租税回避の可能性については、後述のとおり、現行の法人税制における主要な租税回避手段が排除される。したがって、企業間の公平性について、現行の法人税制より向上する。

B 国家間の公平性

売上のみに基づく場合には仕向地のみが課税権を有する。源泉地国については国家が提供する公共サービスに見合う課税権が確保されるとは言えない。

（2）効率性

A 投資の規模

現行の法人税制と同様に経済的レントのみならず通常利潤にも課税されることから、投資の規模を縮小させる。

B 資金調達手段

現行の法人税制と同様に支払利子は控除されないことから、エクイティ・ファイナンスよりも負債による資金調達に有利になる。

C 投資の立地

最終消費者が税率に応じて移動しないと仮定すると、投資の立地への影響は生じない。

（3）租税回避の抑制

現行の法人税制において租税回避の手段として用いられる低税率国から高税率国への資金貸付、移転価格の操作、無形資産の移転については、定式配分方式においては、課税所得合計の算定に影響しない。売上・労働・資産の3要素に均等に配分する場合と異なり、売上のみに基づく場合には、低税率国に無形資産を移転するインセンティブも生じない。

（4）租税競争の抑制

最終消費者が税率に応じて移動しないと仮定すると、租税競争は起きない。

（5）事務負担

現行の法人税制において、所得算定や租税回避の抑制等の観点から設けられている種々の書類・手続が不要となり、納税者・税務当局共に事務負担は軽減されることが期待される。

一方で、現行の法人税制において求められていない他国における売上金額など、新たに必要となる事務手続も多くなる。特に、定式配分の実施に当たっては、現行法人税制においては求められていない遠隔地販売に係る遠隔地国への利益配分が必要となる。この点は、DBCFTと同様にEUの付加価値税に係るワン・ストップ・ショップの仕組みの導入が考えられる。

V. 所得による残余利潤の配分 (RPAI)

所得による残余利潤の配分は、Devereux らによって 2019 年に提案されたもので、Avi-Yonah et al. (2011) によって提案された RPA の一類型である。

RPA は、多国籍企業の利益を、通常利潤と残余利潤に分けて、通常利潤については発生国において課税し、残余利潤については一定のルールに基づいて各国に配分するものである。先述の FA の一類型である。配分基準に用いる要素により、所得配分は大きく異なる¹⁹⁾。

Avi-Yonah et al. (2011) が当初提案したものは、通常利潤は費用に 7.5% のマークアップ率を乗じて算定し、通常利潤を超える利潤を残余利潤とした。残余利潤は、売上に比例して各国に配分されるものである。

課税所得配分ルールの見直し（第一の柱）は、多国籍企業グループの残余利潤の一定割合を売上に比例して各国に配分するもので、RPA の一類型といえる。Avi-Yonah らの当初提案との違いは、適用対象企業、残余利潤の全額ではなく一部のみを配分する点にある。

Devereux らが提案した RPAI は、通常利潤のマークアップ率を活動の性質に応じて設定し、通常利潤を算定し、通常利潤を超える部分を残余利潤とする。残余利潤は、各国における売上から分割可能な費用を控除して得られる残余総所得 (Residual Gross Income : RGI) に比例して各国に配分される。RPAI においては、各国の利益率を反映した配分が可能となる。また、Avi-Yonah らが当初提案した RPA と比較して、算定手続はやや煩雑ではあるが、経済的非効率性は低く、租税回避の影響も受けづらい。

RPAI は、通常利潤に関して低税率国に移転

させるインセンティブが残るなど、租税回避や租税競争の観点からは DBCFT と比較して利点が小さいものである。しかし、仕向地国だけでなく源泉地国にも課税権を残すことや、既存の移転価格税制の考え方において通常利潤と残余利潤の分割方法が取り入れられており、DBCFT と比較して現行の法人課税からの乖離は小さく、税務当局等にとって受け入れやすいものであると考えられる。

V-1. 仕組み

RPAI においては、企業グループ全体または製品ラインごとの利潤全体を、通常利潤と残余利潤に分割する。通常利潤については、活動毎に利潤率を設定し、活動毎の費用に利潤率を乗じて算定される。利潤全体から通常利潤を控除することで、残余利潤が算定される。

残余利潤は、各国の RGI を係数として各国に配分される。RGI は、当該国における売上高から、その売上と対応可能な費用（配分可能費用）及び配分可能費用に対応する通常利潤を差し引いたものである。全体の費用は、配分可能費用と配分不能費用に分けられるが、配分可能費用は製造原価・各国における広告宣伝費などを指し、配分不能費用は研究開発費・一般管理費・グローバルベースでの広告宣伝費を指す。残余利潤の算定方法としては、①ボトムアップアプローチと②トップダウンアプローチがある。ボトムアップアプローチにおいては、各国の RGI から各国の分割不能費用を差し引いて算定される。一方、トップダウンアプローチは全世界利益から通常利潤合計を差し引いて得られる残余利潤合計に、各国の RGI 比率を乗じ

19) Beer et al. (2023) において、8,854 社の多国籍企業をもとに RPA の経済的影響について分析しており、売上を係数とする RPA においては法人所得税収をアルゼンチンが 132%、アメリカが 80% 増加させると試算している。他方、資産を係数とする RPA においてはアメリカは 35% 増加させる。

て算定される。いずれの方式をとっても残余利潤の配分額は同等である（表3参照）。移転価格税制実務になじみのある税務当局等にとってはボトムアップアプローチの方が適用は容易である。

なお、連結対象の企業グループの範囲、算定単位、通常利潤の利益率の設定方法等、仮に導入時においては国家間の調整事項が多くみられる。国家間で調整が行われない、あるいは調整できない場合には、国毎に異なるルールを導入することもありうるが、その場合には新たな租税競争を産み出すとともに、納税者・税務当局双方の事務負担が増大するおそれがある。

V-2. 評価

①全世界が統一した基準のRPAIに移行する場合、②一国又は少数国のみがRPAIに移行する、あるいは異なる基準のRPAI（RPA）を採用する場合に分けて検討する。

V-2-1. 全世界がRPAIに移行する場合

（1）公平性

A 企業間の公平性

同一市場で競合する企業が同一の税負担を課

されているかという点に着目するが、RPAIにおいては通常利潤については源泉地、残余利潤についてはほぼ仕向地にて課税される。また、多国籍企業等における租税回避の可能性については、後述のとおり、現行の法人税制における主要な租税回避手段が排除されるものの、別途租税回避手段が生じることに留意が必要である。したがって、企業間の公平性について、現行の法人税制より向上するものの、完全なものではない。

B 国家間の公平性

製造にあたって国家が提供する公共サービスの対価としては通常利潤に対する課税、販売にあたって国家が提供する公共サービスの対価としては残余利潤に対する課税によって確保される。

（2）効率性

A 投資の規模

現行の法人税制と同様に経済的レントのみならず通常利潤にも課税されることから、投資の規模を縮小させる。

B 資金調達手段

現行の法人税制と同様に支払利子は控除されないことから、エクイティ・ファイナンスよりも

表3 RPAIの計算例

			A国 (本社・販売)	B国 (製造・販売)	C国 (販売)	合計
収益	売上数		96	24	80	200
	単価		10	10	15	
	売上		960	240	1,200	2,400
費用	区分可能な費用	中間財購入		200		200
		その他製造原価		340		340
		販売費(各国)	200	40	180	420
		合計	200	580	180	960
	共通費用	広告宣伝費(全世界)	200			200
		一般管理費	100			100
		研究開発費	300			300
		合計	600			600
	合計		800	580	180	1,560
全世界利益						840

抜本的な法人税改革—仕向地主義キャッシュフロー税と残余利潤の配分を中心とした新たな法人税制の可能性—

			A国 (本社・販売)	B国 (製造・販売)	C国 (販売)	合計
RPAI	通常利潤	製造原価※中間財除(10%)		34		34
		販売費(各国)(5%)	10	2	9	21
		広告宣伝費(全世界)(5%)	10			10
		一般管理費(5%)	5			5
		研究開発費(10%)	30			30
		通常利潤	55	36	9	100
	製造原価の 配分	中間財	96	24	80	200
		その他製造原価	144	36	160	340
		関連する通常利益(10%)	14.4	3.6	16	34
		分割可能費用合計	254.4	63.6	256	574
		グループ内移転	-254.4	510.4	-256	0
	RGI算定	売上	960	240	1,200	2,400
		区分可能な 費用	製造原価 販売費(各国) ※通常利潤含む	254.4 42	63.6 189	256 441
		RGI(売上－分割可能費用)	495.6	134.4	755	1,385
		RGI比率	35.80%	9.70%	54.50%	100%
	残余利潤算 定(ボトム アップアプ ローチ)	共通費用	合計			645
			RGI比率	35.80%	9.70%	54.50%
			各国への配分(分 割不能費用合計× RGI比率)	230.8	62.6	351.6
		残余利潤 (RGI－分割不能費用)	264.8	71.8	403.4	740
	残余利潤算 定(トップダ ウンアプ ローチ)	残余利潤合計 (全世界利益－通常利潤合計)				740
		残余利潤 (残余利潤×RGI比率)	264.8	71.8	403.4	740
		配分される利潤合計	319.8	107.8	412.4	840
Avi- Yonah らの RPA	通常利潤 (費用の7.5%)		60	43.5	13.5	117
	残余利潤 (売上比率による配分)		289.2	72.3	361.5	723
	配分される利潤合計		349.2	115.8	375	840
	定式配分(売上のみ)		336	84	420	840

(注) その他製造原価は、A 国販売品・B 国販売品が15、C 国販売品が2と設定している。

(出所) Devereux et al. (2021) の例をもとに著作権者作成

負債による資金調達に有利になる。

C 投資の立地

残余利潤については、仕向地に配分されるところ、最終消費者が税率に応じて移動しないと仮定すると、投資の立地への影響は生じない。通常利潤については、源泉地に配分されることから、税率の低い国において企業活動を行うインセンティブは残る。

（3）租税回避の抑制

A 低税率国から高税率国への資金貸付

企業グループ全体で合算して所得を算定し、通常利潤と残余利潤に分けて配分するところ、企業グループ内での資金貸付による租税回避は不可となる。

B 移転価格の操作

企業グループ全体で合算して所得を算定し、通常利潤と残余利潤に分けて配分するところ、企業グループ内での移転価格の操作による租税回避は不可となる。

C 無形資産の移転

企業グループ全体で合算して所得を算定し、通常利潤と残余利潤に分けて配分するところ、企業グループ内での移転価格の操作による租税回避は不可となる。

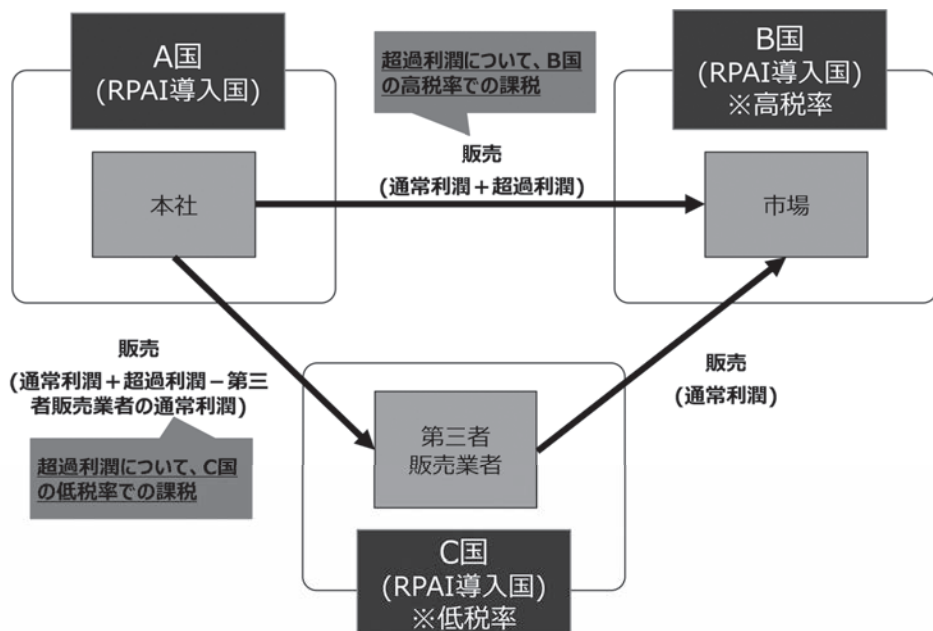
D RPAI 特有の租税回避の可能性

現行の法人税制の下での主要な租税回避手法はいずれも RPAI においては不可となるが、RPAI 特有の租税回避の可能性として、①第三者販売業者、②利潤算定単位の設定が挙げられる。

多国籍企業が高税率国に所在する顧客に対して直接製品を販売する場合には、当該売上をもとに算定される RGI を係数として、高税率国に納税する必要がある。一方、低税率国に立地する企業グループ外の販売業者に一旦販売した上で、当該販売業者を通じて高税率国に販売する場合には、残余利潤を低税率国に留めることが可能となる（図1）。

また、利潤算定単位に関して、製品ラインごと通常利潤・残余利潤を算定する方式を採用する場合には、製品毎の利益率・市場地の組み合わせ

図1 第三者販売業者を通じた租税回避



（出所）著作作成

せを考慮した上で、納税額が最小となる製品ラインの組み合わせを検討することが可能となる。

(4) 租税競争の抑制

残余利潤については、最終消費者が税率に応じて移動しないと仮定すると、租税競争は起きない。通常利潤については、源泉地に配分されることから、税率を引き下げることで企業誘致が可能となる。通常利潤と残余利潤の間で異なる税率設定をする場合には、通常利潤の税率をゼロとし、残余利潤の税率を引き上げることが最適行動となることが想定されるが、その場合、純粋な仕向地主義かつ残余利潤を課税ベースとする課税方式になる。

(5) 事務負担

現行の法人税制において、所得算定や租税回避の抑制等の観点から設けられている種々の書類・手続が不要となり、納税者・税務当局共に事務負担は軽減されることが期待される。

ただし、RPAIの実施に当たっては、現行法人税制においては求められていない遠隔地販売に係る遠隔地国への利益配分が必要となる。この点は、DBCFTと同様にEUの付加価値税に係るワン・ストップ・ショップの仕組みの導入が考えられる。通常利潤に対する税徴収の負担は大きくないが、残余利潤に対する課税にあたっては企業グループの各市場国における売上・販売数量・配分可能費用・通常利益等を聴取することが必要となる。

(6) 法的課題（課題・留意点）

現行の租税条約の課税権の考え方との相違が問題となる。

V-2-2. 一か国又は少数国のみが RPAI に移行する場合²⁰⁾

一か国又は少数国のみが RPAI に移行する場合、

効率性に関して、移行国・非移行国いずれにおいても、投資の規模・資金調達手段については、全世界で導入した時と同様に、現行課税の抱える問題が継続することとなる。

RPAI 導入国で製造し、RPAI 非導入国で販売する場合には、非導入国での販売分にかかる残余利潤について、RPAI 導入国・RPAI 非導入国のいずれにおいても課税されないことから、RPAI 導入国に製造拠点を立地するほうが税務上有利になる（図2）。そのため、投資の立地に対する歪みは悪化する可能性がある²¹⁾。

また、RPAI 非導入国から RPAI 導入国に対して、資金貸付、移転価格の操作、無形資産の移転を通じた利益移転を行うインセンティブを却って増大させる可能性がある。

事務負担については、RPAI 移行国・現行制度維持国の双方が存在することとなるため、企業の事務負担については、RPAI・現行税制のいずれにも対応する必要が生じる。したがって、現行税制よりもむしろ煩雑になる可能性がある。

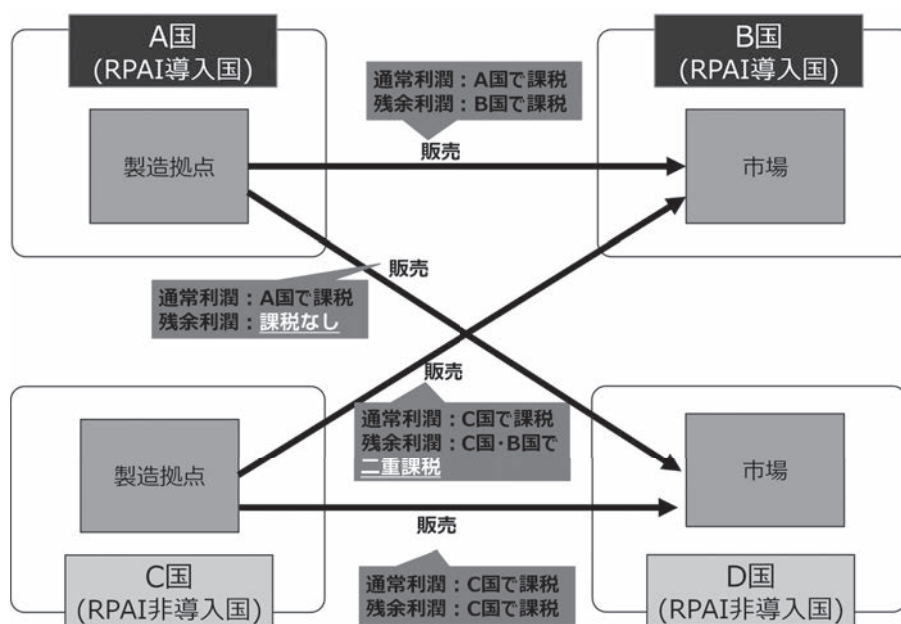
移行国においては、所得算定や租税回避の抑制等の観点から設けられている種々の書類・手続が不要となるものの、課税所得の算定にあたっては新たに遠隔地販売に係る遠隔地国への利益配分が必要となる。全世界が移行した場合と異なり、RPAI 非移行国の税務当局からの情報取得の協力や RPAI 非移行国も含むワン・ストップ・ショップの仕組みの導入は困難であることが想定される。

非移行国においては、現行税制の事務負担と大きな手続の変化はないが、企業側の租税回避のインセンティブが高まることから、租税回避ルールの新なる厳格な適用が求められる可能性が高い。また、国別報告書の自動的情報交換等に関して、RPAI 移行国にとっては実施を継続するインセンティブが乏しくなることから、移行国からの協力を得ることが難しくなる恐れがある。

20) RPAI の算定における企業グループ全体の所得算定、配分については、RPAI 非導入国の拠点も含んで算定する形式を前提とする。

21) これに対して非導入国が税率引き下げ等で対抗する可能性はある。

図2 一国又は少数国のみが RPAI に移行する場合 — 投資立地の効率性への影響



(出所) 著者作成

VI. 法人税改革案の比較と今後の方向性

VI-1. 法人税改革案と課税所得の配分

前述のとおり、課税所得の配分について、現行の法人税制は源泉地、第一の柱導入後の現行法人課税・RPAI・RPA・FA（売上・労働・資産3要素均等）は源泉地・仕向地双方、DBCFT・FA（売上100%）は仕向地に配分される。

輸出と輸入が均衡している場合、一国全体で見ると国境調整による課税ベースの変動は相殺され、DBCFTへの移行によって課税ベースは変わらない。しかし個社単位では、実際の配分割合、あるいは制度変更による影響については、企業の利益率、原価構造、本社所在国・製造国・市場国の機能の大きさ等によって異なる。また、残余利潤と通常利潤で異なる配分を行うRPAI・

RPAについては、製造拠点等を置く企業の利益率によって各国の課税ベースへの影響が異なることが想定される。利益率が高い企業が製造拠点を置く国にとっては、現行法人課税をRPAI・RPAに変更することは、課税ベースの大幅な縮小に繋がる可能性が高い。他方、利益率が低い企業が製造拠点を置く国にとっては、個社ベースで見ても、現行法人課税をRPAI・RPAに変更しても影響は大きくない。

以下、具体的な企業事例をもとに配分割合を算定し、個別国への配分額の変動を見る。なお、算定にあたっては、単純化のため、以下を共通の条件とする。

共通条件	• 本社1か所、子会社複数か所がそれぞれ別の国に立地する。 • 本社・子会社はそれぞれの国に納税。 • いずれの国もテリトリアル方式を採用。 • 共通経費について、売上総利益に基づいて配賦。なお、DBCFTについて費用を全額発生地で計上するケースも試算。 • 国内生産分については、まず国内売上に充て、差分のみグループ間取引。 • グループ間取引の価格について、再販売価格基準法²²⁾に基づいて利益を算定する。ただし、原価基準法²³⁾に基づく算定も参考として実施。 • RPAI/RPAにおいて、利潤合計が通常利潤を下回る場合には、利潤合計を通常利潤として算定。 • RPAIの通常利潤の利潤率はその他製造原価・研究開発費10%、広告宣伝費・一般管理費等5%とする。 • RPAの通常利潤は7.5%とする。 • FA（3要素均等）において、資産は有形固定資産の金額、労務費は人件費とする。 • 中間財の購入に占める輸入割合は50%、第三者販売に占める輸出割合は0%とする。 • 税制改革に伴う価格の変化、その他企業行動の変化は加味しない。
-------------	--

個別ケースの条件・結果の詳細については補論に譲るが、試算の結果（表4、5）を見ると、高収益率企業の拠点国においては現行法人税が最も課税所得の配分割合が多く、RPAIを導入

することで大きく配分割合が下がる（ケース1、5、6）。他方、収益率が低い企業の拠点国においては現行法人税からRPAIに移行する場合でも変動は小さい（ケース2、3）。

22) 販売会社の利益率は、企業グループ全体の売上高営業利益率に、取引商品に係る製造原価・販売費および一般管理費に占める販売会社の支出した費用を乗じた計数として算定している。

23) 製造会社の利益率を、企業グループ全体の総費用営業利益率として算定している。

また、売上割合と製造割合の差が大きな場合には国境調整の影響が大きくなり、DBCFT導入時には還付が発生することがありうる。高収益の場合には、売上割合と製造割合の差が大きいとも還付発生に至らないケースもある（ケース5）。

表4 課税所得の配分に係る事例①

	企業活動	収益	課税所得の配分
ケース1	・ 本社所在国のみで高付加価値の製品の製造を行う製造業。 ・ 外国に販売機能のみを担う子会社を設け、外国販売分は当該子会社を通じて販売。 ・ 売上の90%が本社所在国以外。 ・ グループ全体の売上総利益率77.5%。 ・ 外国のうち一か国のみより高付加価値の他製品を販売。	高収益率 (売上高営業利益率35.0%)	・ 現行法人税では本社所在国にて84%の配分。 ・ RPAIの導入により本社所在国の配分割合は18%に縮小（RPAは同様に19%）。 ・ DBCFTの導入により本社所在国にてマイナスの所得（還付）が発生。
ケース2	・ 本社所在国のみで低付加価値の製品の製造を行う製造業。 ・ 外国に販売機能のみを担う子会社を設け、外国販売分は当該子会社を通じて販売。 ・ 売上の90%が本社所在国以外。 ・ グループ全体の売上総利益率52.5%。 ・ 外国のうち一か国のみより高付加価値の他製品を販売。	低収益率 (売上高営業利益率10.0%)	・ 現行法人税では本社所在国にて84%の配分。 ・ RPAIの導入により本社所在国の配分割合は38%に縮小。RPAは59%に縮小。 ・ DBCFTの導入により本社所在国にてマイナスの所得（還付）が発生。
ケース3	・ 本社所在国・各市場国で低付加価値の製品の製造を行う製造業。 ・ 本社所在国にて、該国売上数を超える製品を製造し、一部市場国に輸出。 ・ 製品の44.4%は本社所在国にて製造。 ・ 売上の22.2%は本社所在国。 ・ グループ全体の売上総利益率が17.5%。	低収益率 (売上高営業利益率6.4%)	・ 現行法人税では本社所在国にて41%の配分。 ・ RPAIの導入により、本社所在国の配分割合はやや低下（35%）。RPAはやや上昇（44%）。他国では大きな変動なし。 ・ DBCFTの導入により本社所在国にてマイナスの所得（還付）が発生。

（出所）著作作成

表 5 課税所得の配分に係る事例②

	企業活動	収益	課税所得の配分
ケース 4	・ 本社所在国・各市場国で中付加価値の製品の製造を行う製造業。 ・ 本社所在国及び他の製造拠点国にて、当該国売上数を超える製品を製造し、一部市場国に輸出。 ・ 製品の 36.3% は本社所在国、45.8% は他の製造拠点国にて製造。 ・ 売上の 23.8% は本社所在国、29.5% は他の製造拠点国。 ・ グループ全体の売上総利益率が 36.2%。	中収益率 (売上高営業利益率 17.1%)	・ 現行法人税では本社所在国にて 33%、他製造拠点国にて 42% の配分。 ・ RPAI の導入により本社所在国、他製造拠点国の配分割合はやや低下 (それぞれ 27%, 33%)。RPA もやや低下 (それぞれ 29%, 34%)。他国では大きな変動なし。 ・ DBCFT の導入により本社所在国・他製造拠点国の所得は大幅に低下。
ケース 5	・ 本社所在国・各市場国で高付加価値の製品の製造を行う製造業。 ・ 製品の 83.3% は本社所在国にて製造。 ・ 売上の 43.0% は本社所在国。 ・ グループ全体の売上総利益率 44.0%。	高収益率 (売上高営業利益率 30.9%)	・ 現行法人税では本社所在国にて 79% の配分。 ・ RPAI の導入により本社所在国の配分割合は低下 (48%)。RPA も低下 (50%)。他国ではいずれも上昇。 ・ DBCFT の導入により本社所在国の所得は大幅に低下。
ケース 6	・ 本社所在国にて高付加価値のデジタルサービスのシステムを開発・構築している IT 企業。 ・ サービスの開発・構築は本社所在国のみで実施。 ・ 外国に販売機能のみを担う子会社を設け、外国販売分は当該子会社を通じて販売。 ・ 売上の 48.2% は本社所在国。 ・ グループ全体の売上総利益率 55.4%。	高収益率 (売上高営業利益率 27.0%)	・ 現行法人税では本社所在国にて 94% の配分。 ・ RPAI の導入により本社所在国の配分割合は低下 (55%)。RPA も低下 (56%)。他国ではいずれも上昇。 ・ DBCFT の導入により本社所在国にてマイナスの所得 (還付) が発生。

(出所) 著者作成

VI-2. 法人税改革案の評価

現行の法人税制 (現行・デジタル課税に係る合意がなされた後の法人税制)、DBCFT、FA (売上・労働・資産 3 要素均等)、FA (売上 100%)、RPAI について、基準に照らして比較する (表 6)。

現行法人税制の有する課題について、企業間・国家間の公平性、利益移転、租税競争については、第一の柱・第二の柱の導入後は一定解決することが考えられる。ただし、利益移転の抑制・租税競争の抑制を完全に実施できるものではないこと、事務負担の増大が想定されることから、更なる改善の余地はある。

現行の法人課税の課題を最も効果的に解決す

ると考えられるものが DBCFT である。ただし、当初一国又は少数国のみが導入する場合には、現行の法人課税の有する利益移転、租税競争の課題は却って悪化することが想定される。しかし、租税競争の結果として他国は DBCFT に移行せざるを得なくなり、全世界が導入する方向になるものと考えられる。したがって、一国又は少数国のみが導入する場合の課題は、あくまでも全世界が DBCFT を導入するまでの過渡的なものである。なお、DBCFT を導入するためには、租税条約等の改訂だけでなく、WTO 協定との関係でも留意が必要となる。現行の法人課税と理念・実務も含め、大きな変更が必要と

なる。

RPAIについては、DBCFTと異なり、課税ベースを経済的レントに限定するものではなく、支払利子控除の制限も行わないことから投資規模や資金調達手段に係る効率性の課題を解決するものではない。また通常利潤に関しては利益移転・租税競争の余地を残すものであることから、現行税制の課題を全て解決するものとは言えない。ただし、仕向地国だけでなく源泉地国にも課税権を残すことから国家間の公平性の面からは公平の理念に沿うものであり、かつ現行の法人課税の理念・実務からの大胆な変更というわけではない。また、第一の柱については、一部企業を対象として、RPAIに近い要素が取り入れられている。

表 6 法人税改革による現行税制の課題解決

		公平性		効率性		租税回避 の抑制	租税競争 の抑制	事務負担
		企業間	国家間	投資 規模	投資 立地	資金調達 手段		
第一の柱・第二の柱の導入＋現行税制		○	○	△	○	△	○	×
抜本的な 法人税改革	DBCFT	◎	△	◎	○	◎	◎	○
		△～×	△～×	◎	△～×	◎	△～×	△～× (企業) ○～× (移行国) △～× (非移行国)
	FA	○～△	○	△	○～△	△	○	○～×
		◎	△	△	○	△	◎	○
	RPAI	○	○	○	○	△	○	○～△
		△～×	△～×	○	△～×	△	△～×	△～× (企業) ○～× (移行国) △～× (非移行国)

(注 1) ◎は現行税制と比較して大幅な改善、○は現行税制と比較して改善、△は現行税制と同等又は変動測定不可、×は現行税制より悪化の 4 段階の評価。

(注 2) 一国又は少数国導入についての公平性、効率性 (投資規模・資金調達手段) の評価は、導入国内における評価を行っている。事務負担については、企業・移行国・非移行国それぞれを評価している。なお、企業については、移行国・非移行国いずれにおいても事業展開しているものとする。

(注 3) RPAI については、通常利潤と残余利潤の間で異なる税率を適用することを想定する。

Ⅶ. おわりに

抜本的な法人税改革として提案されているDBCFT・RPAI、現在の法人課税とデジタル課税導入後の法人課税等について、望ましい法人課税の観点からの評価を行った。

その上で、更に2点指摘したい。1点目は、国家間の協調の必要性である。DBCFTにせよ、RPAIにせよ、一国又は少数国のみで導入する場合には、現行の法人課税と比較して租税回避・租税競争を却って悪化させることとなるほか、事務負担についても異なる制度の下での煩雑な手続きを納税者側に強いることとなる。現行の法人課税との乖離が大きく、課税所得の配分が大きく異なることが想定される場合には、国家間の協調は更に難しくなる。また、仕向地に所得配分を行う上では、EUにおけるワン・ストップ・ショップと同様の仕組みの導入が考えられるが、当該仕組みの導入に向けた検討も必要となる。

2点目は、改革時における事務負担と納税額・

税収の変動へのインパクトである。現行制度からの乖離が大きい制度は、制度移行にあたって、システム改正や事務フローの変更、税務担当者の知識のアップデートを含め、多大なコストが発生する。また、納税者側にとっては納税額、税務当局・国にとっては税収が大きく変動する。

今後の国際課税の方向性としては、すぐに抜本的な法人税改革がなされるのではなく、まずはデジタル課税の導入・定着を待った上で実務的な課題や現行の法人課税の抱える課題の解決状況について整理がされることとなる。その上で、抜本的な法人税改革の必要があると考えられる場合には、第一の柱の仕組みを拡張する形でRPAの導入範囲拡大、将来的にはRPAIの導入への拡張が考えられる。その後、更なる改革が求められる場合には国際的な合意のもとでDBCFTの導入の議論がなされることが想定される。

参 考 文 献

- 岡直樹 (2023) 「15% グローバルミニマム税の事務負担を考える」, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4273>.
- 栗原克文 (2021) 「独立企業原則 (ALP) と定式配分について」『筑波ロー・ジャーナル』, 第31号, pp.1-38.
- 鈴木将覚 (2020) 「法人税はどこへ向かうのか」, 証券税制研究会編『企業課税をめぐる最近の展開』, 日本証券経済研究所.
https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/international_taxation/pdf/20210819_2.pdf.
- 土居丈朗 (2011) 「仕向地主義法人課税の経済分

- 析」『フィナンシャル・レビュー』, 第102号, pp.128-45.
- Avi-Yonah, Reuven S. and Ilan Benshalom (2011), "Formulary Apportionment: Myths and Prospects— Promoting Better International Policy and Utilizing the Misunderstood and Under- Theorized Formulary Alternative," *World Tax Journal*, Vol.3, No.3, pp.37-198.
- Beer, Sebastian, Ruud de Mooij, Shafik Hebous, Michael Keen and Li Liu (2023), "Exploring Residual Profit Allocation," *American Economic Journal: Economic Policy*, Vol.15, No.1,

- pp.70-109.
- Bond, S. and M.P. Devereux (2002), “Cash Flow Taxes in an Open Economy,” CEPR Discussion Papers, 3401.
- de Mooij, Ruud A., Li Liu and Dinar Prihardini (2019), “An Assessment of Global Formula Apportionment,” IMF Policy Paper, No.2019/213.
- Devereux, Michael P., Alan J. Auerbach, Michael Keen, Paul Oosterhuis, Wolfgang Schön and John Vella (2021), *Taxing Profit in a Global Economy*, Oxford University Press.
- European Commission (2016), “COUNCIL DIRECTIVE on a Common Corporate Tax Base,” https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2016-10/com_2016_685_en.pdf.
- Feld, Lars P. and Jost H. Heckemeyer (2011), “FDI and Taxation: A Meta-study,” *Journal of Economic Surveys*, 25.2, pp.233–72.
- Grinberg, Itai (2017), “A Destination- Based Cash Flow Tax Can Be Structured to Comply with World Trade Organization Rules,” *National Tax Journal*, Vol 70, No4, pp.803–18.
- Hebous, Shafik, Alexander Klemm and Saila Stausholm (2019) “Revenue Implications of Destination-Based Cash-Flow Taxation,” IMF Policy Paper, No. 2019/007.
- IMF (2019), “Corporate Taxation in the Global Economy,” IMF Policy Paper, No. 2019/007.
- IMF (2023) “International Corporate Tax Reform,” IMF Policy Paper, No. 2023/001.
- Meade Committee (1978) “The Structure and Reform of Direct Taxation (Report of a committee chaired by Professor J.E. Meade), ” Institute of Fiscal Studies.
- Mirrlees, J., Stuart Adam, Timothy Besley, Richard Blundell and Robert Chote (2011) “*Tax by Design: The Mirrlees Review*” Oxford Univ Press.
- OECD (2021) “Updated Guidance on Tax Treaties and the Impact of the COVID-19 Pandemic.”
- Schön, Wolfgang (2016) “Destination-Based Income Taxation and WTO Law: A Note,” in Heike Jochum, Peter Essers, Michael Lang, Norbert Winkeljohann and Bertil Wiman (eds.), *Practical Problems in European and International Tax Law: Essays in Honour of anfred Mössner*, Amsterdam: IBFD, pp.429–51.
- Tax Foundation (2023) “State Tax Changes Taking Effect January 12023,” <https://tax-foundation.org/research/all/state/2023-state-tax-changes/>.

補論

VI－1にて示した法人税改革案と課税所得の配分の事例分析について、事例詳細を示す。なお、ケース1は、表3の例で、製造拠点国と本

社所在国を一致させたケースである。また、ケース2は同事例で、製造原価のうち中間財価格を引き上げた例である。

（１）ケース１

企業活動の条件設定

			ケース1 本社:A国				
			A国	B国	C国	D国	合計
資産	有形固定資産		2,500.0	500.0	500.0	0.0	3,500.0
製造・サービス提供	製造・サービス提供数		200.0	0.0	0.0	0.0	200.0
	グループ内取引		176.0	-96.0	-80.0	0.0	0.0
収益	売上数		24.0	96.0	80.0	0.0	200.0
	売上単価		10.0	10.0	15.0	0.0	
	売上		240.0	960.0	1,200.0	0.0	2,400.0
費用	(販売製品の売上原価単価)	中間財等	1.0	1.0	1.0	0.0	
		その他原価	1.5	1.5	2.0	0.0	
	区分可能な費用	中間財等	200.0	0.0	0.0	0.0	200.0
		その他原価	340.0	0.0	0.0	0.0	340.0
		販売費(各国)	40.0	200.0	180.0	0.0	420.0
		合計	580.0	200.0	180.0	0.0	960.0
	共通費用	広告宣伝費(全世界)	200.0	0.0	0.0	0.0	200.0
		一般管理費等	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		研究開発費	300.0	0.0	0.0	0.0	300.0
		合計	600.0	0.0	0.0	0.0	600.0
	売上原価		540.0	0.0	0.0	0.0	540.0
	販売費および一般管理費		640.0	200.0	180.0	0.0	1,020.0
	人件費(内数)		190.0	600.0	90.0	0.0	880.0
	合計		1,180.0	200.0	180.0	0.0	1,560.0
営業利益(連結)							840.0
指標	売上比率(グループ全体比)		10.0%	40.0%	50.0%	0.0%	100.0%
	費用比率(グループ全体比)		75.6%	12.8%	11.5%	0.0%	100.0%
	資産比率(グループ全体比)		71.4%	14.3%	14.3%	0.0%	100.0%
	人件費比率(グループ全体比)		21.6%	68.2%	10.2%	0.0%	100.0%
	売上総利益率(内部利益除く)		75.0%	75.0%	80.0%		77.5%
	売上高営業利益率						35.0%
総費用営業利益率							53.8%

(出所) 著者作成

課税所得の配分

			ケース1 本社:A国				
			A国	B国	C国	D国	合計
課税所得	現行法人税		707.0	70.0	63.0	0.0	840.0
	現行法人税＋第一の柱		580.2	124.2	135.7	0.0	840.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦)		-595.7	631.4	904.3	0.0	940.0
	DBCFT②(共通費用を全額費用発生地で計上)		-840.0	760.0	1,020.0	0.0	940.0
	定式配分(売上・労務費・資産3要素均等)		288.5	342.9	208.6	0.0	840.0
	定式配分(売上100%)		84.0	336.0	420.0	0.0	840.0
	RPAI		152.8	274.8	412.4	0.0	840.0
	RPA(Avi-Yonah)		160.8	304.2	375.0	0.0	840.0
	現行法人税(原価基準法)		257.0	200.2	382.8	0.0	840.0
	現行法人税＋第一の柱(原価基準法)		221.8	227.8	390.4	0.0	840.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦)		-381.4	569.4	752.0	0.0	940.0
	原価基準法)						

(出所) 著者作成

(2) ケース2

企業活動の条件設定

			ケース2 本社:B国				
			A国	B国	C国	D国	合計
資産	有形固定資産		500.0	2,500.0	500.0	0.0	3,500.0
製造・サービス提供	製造・サービス提供数		0.0	200.0	0.0	0.0	200.0
	グループ内取引		-96.0	176.0	-80.0	0.0	0.0
収益	売上数		96.0	24.0	80.0	0.0	200.0
	売上単価		10.0	10.0	15.0	0.0	
	売上		960.0	240.0	1,200.0	0.0	2,400.0
費用	(販売製品の売上原価単価)	中間財等	4.0	4.0	4.0	0.0	
		その他原価	1.5	1.5	2.0	0.0	
	区分可能な費用	中間財等	0.0	800.0	0.0	0.0	800.0
		その他原価	0.0	340.0	0.0	0.0	340.0
		販売費(各国)	200.0	40.0	180.0	0.0	420.0
		合計	200.0	1,180.0	180.0	0.0	1,560.0
	共通費用	広告宣伝費(全世界)	0.0	200.0	0.0	0.0	200.0
		一般管理費等	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
		研究開発費	0.0	300.0	0.0	0.0	300.0
		合計	0.0	600.0	0.0	0.0	600.0
	売上原価		0.0	1,140.0	0.0	0.0	1,140.0
	販売費および一般管理費		200.0	640.0	180.0	0.0	1,020.0
	人件費(内数)		600.0	190.0	90.0	0.0	880.0
合計		200.0	1,780.0	180.0	0.0	2,160.0	
営業利益(連結)							240.0
指標	売上比率(グループ全体比)		40.0%	10.0%	50.0%	0.0%	100.0%
	費用比率(グループ全体比)		9.3%	82.4%	8.3%	0.0%	100.0%
	資産比率(グループ全体比)		14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	100.0%
	人件費比率(グループ全体比)		68.2%	21.6%	10.2%	0.0%	100.0%
	売上総利益率(内部利益除く)		45.0%	45.0%	60.0%		52.5%
	売上高営業利益率						10.0%
	総費用営業利益率						11.1%

(出所) 著者作成

課税所得の配分

		ケース2 本社:B国				
		A国	B国	C国	D国	合計
課税所得	現行法人税	20.0	202.0	18.0	0.0	240.0
	現行法人税+第一の柱	21.9	197.6	20.6	0.0	240.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦)	560.0	-760.0	840.0	0.0	640.0
	DBCFT②(共通費用を全額費用発生地で計上)	760.0	-1,140.0	1,020.0	0.0	640.0
	定式配分(売上・労務費・資産3要素均等)	98.0	82.4	59.6	0.0	240.0
	定式配分(売上100%)	96.0	24.0	120.0	0.0	240.0
	RPAI	47.0	92.1	100.8	0.0	240.0
	RPA(Avi-Yonah)	46.2	141.3	52.5	0.0	240.0
	現行法人税(原価基準法)	-4.4	75.2	169.2	0.0	240.0
	現行法人税+第一の柱(原価基準法)	-1.9	74.0	168.0	0.0	240.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦)	582.2	-644.8	702.5	0.0	640.0
	原価基準法)					

(出所) 著者作成

(3) ケース3

企業活動の条件設定

			ケース3 本社:B国				
			A国	B国	C国	D国	合計
資産	有形固定資産		36,666.7	73,333.3	26,666.7	13,333.3	150,000.0
製造・サービス提供	製造・サービス提供数		2,000.0	4,000.0	2,000.0	1,000.0	9,000.0
	グループ内取引		-500.0	2,000.0	0.0	-1,500.0	0.0
収益	売上数		2,500.0	2,000.0	2,000.0	2,500.0	9,000.0
	売上単価		4.0	4.0	4.0	4.0	
	売上		10,000.0	8,000.0	8,000.0	10,000.0	36,000.0
費用	(販売製品の売上原価単価)	中間財等	2.0	2.0	2.0	2.0	
		その他原価	1.3	1.3	1.3	1.3	
	区分可能な費用	中間財等	4,000.0	8,000.0	4,000.0	2,000.0	18,000.0
		その他原価	2,600.0	5,200.0	2,600.0	1,300.0	11,700.0
		販売費(各国)	600.0	550.0	600.0	550.0	2,300.0
		合計	7,200.0	13,750.0	7,200.0	3,850.0	32,000.0
	共通費用	広告宣伝費(全世界)	0.0	200.0	0.0	0.0	200.0
		一般管理費等	0.0	300.0	0.0	0.0	300.0
		研究開発費	600.0	600.0	0.0	0.0	1,200.0
		合計	600.0	1,100.0	0.0	0.0	1,700.0
	売上原価		6,600.0	13,200.0	6,600.0	3,300.0	29,700.0
	販売費および一般管理費		1,200.0	1,650.0	600.0	550.0	4,000.0
	人件費(内数)		1,520.0	2,860.0	1,280.0	740.0	6,400.0
	合計		7,800.0	14,850.0	7,200.0	3,850.0	33,700.0
営業利益(連結)							2,300.0
指標	売上比率(グループ全体比)		27.8%	22.2%	22.2%	27.8%	100.0%
	費用比率(グループ全体比)		23.1%	44.1%	21.4%	11.4%	100.0%
	資産比率(グループ全体比)		24.4%	48.9%	17.8%	8.9%	100.0%
	人件費比率(グループ全体比)		23.8%	44.7%	20.0%	11.6%	100.0%
	売上総利益率(内部利益除く)		17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
	売上高営業利益率						6.4%
	総費用営業利益率						6.8%

(出所) 著者作成

課税所得の配分

		ケース3 本社:B国				
		A国	B国	C国	D国	合計
課税所得	現行法人税	579.1	933.0	422.2	365.7	2,300.0
	現行法人税＋第一の柱	579.1	933.0	422.2	365.7	2,300.0
	DBCFT① (共通費用を売上総利益で配賦)	4,364.3	-2,298.1	2,422.2	6,811.6	11,300.0
	DBCFT② (共通費用を全額費用発生地で計上)	4,200.0	-2,850.0	2,800.0	7,150.0	11,300.0
	定式配分(売上・労務費・資産3要素均等)	582.5	887.8	460.0	369.8	2,300.0
	定式配分(売上100%)	638.9	511.1	511.1	638.9	2,300.0
	RPAI	604.8	812.7	453.4	429.1	2,300.0
	RPA(Avi-Yonah)	532.3	1,013.5	491.4	262.8	2,300.0
	現行法人税(原価基準法)	595.6	801.1	422.2	481.1	2,300.0
	現行法人税＋第一の柱(原価基準法)	595.6	801.1	422.2	481.1	2,300.0
	DBCFT① (共通費用を売上総利益で配賦)	4,358.2	-2,249.3	2,422.2	6,768.9	11,300.0
	原価基準法)					

(出所) 著者作成

(4) ケース4

企業活動の条件設定

			ケース4 本社:B国				
			A国	B国	C国	D国	合計
資産	有形固定資産		2,400.0	1,900.0	35.0	900.0	5,235.0
製造・サービス提供	製造・サービス提供数		3,209.2	2,540.6	46.8	1,203.4	7,000.0
	グループ内取引		1,142.5	873.9	-486.5	-1,529.9	0.0
収益	売上数		2,066.7	1,666.7	533.3	2,733.3	7,000.0
	売上単価		1.5	1.5	1.5	1.5	
	売上		3,100.0	2,500.0	800.0	4,100.0	10,500.0
費用	(販売製品の売上原価単価)	中間財等	0.5	0.5	0.5	0.5	3,150.0
		その他原価	0.4	0.4	0.4	0.4	2,800.0
	区分可能な費用	中間財等	1,444.1	1,143.3	21.1	541.5	3,150.0
		その他原価	1,283.7	1,016.2	18.7	481.4	2,800.0
		販売費(各国)	442.9	357.1	114.3	585.7	1,500.0
		合計	3,170.7	2,516.6	154.1	1,608.6	7,450.0
	共通費用	広告宣伝費(全世界)	0.0	200.0	0.0	0.0	200.0
		一般管理費等	0.0	300.0	0.0	0.0	300.0
		研究開発費	375.0	275.0	0.0	100.0	750.0
		合計	375.0	775.0	0.0	100.0	1,250.0
	売上原価		3,102.8	2,434.5	39.8	1,122.9	6,700.0
	販売費および一般管理費		442.9	857.1	114.3	585.7	2,000.0
	人件費(内数)		840.6	979.4	53.2	466.8	2,340.0
	合計		3,545.7	3,291.6	154.1	1,708.6	8,700.0
営業利益(連結)							1,800.0
指標	売上比率(グループ全体比)		29.5%	23.8%	7.6%	39.0%	100.0%
	費用比率(グループ全体比)		40.8%	37.8%	1.8%	19.6%	100.0%
	資産比率(グループ全体比)		45.8%	36.3%	0.7%	17.2%	100.0%
	人件費比率(グループ全体比)		35.9%	41.9%	2.3%	20.0%	100.0%
	売上総利益率(内部利益除く)		43.3%	43.3%	43.3%	43.3%	36.2%
	売上高営業利益率						17.1%
	総費用営業利益率						20.7%

(出所) 著者作成

課税所得の配分

		ケース4 本社:B国				
		A国	B国	C国	D国	合計
課税所得	現行法人税	754.0	598.8	33.4	413.9	1,800.0
	現行法人税+第一の柱	725.2	576.8	46.8	451.2	1,800.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦)	198.1	192.9	600.5	2,383.5	3,375.0
	DBCFT②(共通費用を全額費用発生地で計上)	276.4	-220.0	656.5	2,662.1	3,375.0
	定式配分(売上・労務費・資産3要素均等)	667.8	611.7	63.4	457.1	1,800.0
	定式配分(売上100%)	531.4	428.6	137.1	702.9	1,800.0
	RPAI	585.1	492.2	110.1	612.6	1,800.0
	RPA(Avi-Yonah)	604.7	520.1	99.0	576.2	1,800.0
	現行法人税(原価基準法)	677.2	540.0	75.1	507.7	1,800.0
	現行法人税+第一の柱(原価基準法)	658.3	525.6	83.1	532.9	1,800.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦) 原価基準法)	227.2	215.1	584.7	2,348.0	3,375.0

(出所) 著者作成

(5) ケース5

企業活動の条件設定

			ケース5 本社:A国				
			A国	B国	C国	D国	合計
資産	有形固定資産		35,000.0	1,000.0	2,000.0	4,000.0	42,000.0
製造・サービス提供	製造・サービス提供数		329,166.7	9,404.8	18,809.5	37,619.0	395,000.0
	グループ内取引		159,166.7	-16,595.2	-55,190.5	-87,381.0	0.0
収益	売上数		170,000.0	26,000.0	74,000.0	125,000.0	395,000.0
	売上単価		1.0	1.0	1.0	1.0	
	売上		170,000.0	26,000.0	74,000.0	125,000.0	395,000.0
費用	(販売製品の売上原価単価)	中間財等	0.3	0.3	0.3	0.3	118,500.0
		その他原価	0.3	0.3	0.3	0.3	102,700.0
		中間財等	98,750.0	2,821.4	5,642.9	11,285.7	118,500.0
		その他原価	85,583.3	2,445.2	4,890.5	9,781.0	102,700.0
	区分可能な費用	販売費(各国)	8,607.6	1,316.5	3,746.8	6,329.1	20,000.0
		合計	192,940.9	6,583.1	14,280.2	27,395.8	241,200.0
	共通費用	広告宣伝費(全世界)	2,000.0	0.0	0.0	0.0	2,000.0
		一般管理費等	3,000.0	0.0	0.0	0.0	3,000.0
		研究開発費	25,000.0	250.0	500.0	1,000.0	26,750.0
		合計	30,000.0	250.0	500.0	1,000.0	31,750.0
	売上原価		184,333.3	5,266.7	10,533.3	21,066.7	221,200.0
	販売費および一般管理費		38,607.6	1,566.5	4,246.8	7,329.1	51,750.0
	人件費(内数)		50,876.4	1,604.7	3,654.9	6,844.0	62,980.0
	合計		222,940.9	6,833.1	14,780.2	28,395.8	272,950.0
営業利益(連結)							122,050.0
指標	売上比率(グループ全体比)		43.0%	6.6%	18.7%	31.6%	100.0%
	費用比率(グループ全体比)		81.7%	2.5%	5.4%	10.4%	100.0%
	資産比率(グループ全体比)		83.3%	2.4%	4.8%	9.5%	100.0%
	人件費比率(グループ全体比)		80.8%	2.5%	5.8%	10.9%	100.0%
	売上総利益率(内部利益除く)		44.0%	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%
	売上高営業利益率						30.9%
	総費用営業利益率						44.7%

(出所) 著作作成

課税所得の配分

		ケース5 本社:A国				
		A国	B国	C国	D国	合計
課税所得	現行法人税	96,368.2	3,529.7	7,545.7	14,606.4	122,050.0
	現行法人税＋第一の柱	87,859.2	4,403.9	10,519.0	19,267.9	122,050.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦)	2,970.6	19,744.4	60,017.2	98,567.7	181,300.0
	DBCFT②(共通費用を全額費用発生地で計上)	-3,565.9	20,577.6	62,041.3	102,247.1	181,300.0
	定式配分(売上・労務費・資産3要素均等)	84,276.8	4,683.1	11,920.0	21,170.1	122,050.0
	定式配分(売上100%)	52,527.8	8,033.7	22,865.1	38,623.4	122,050.0
	RPAI	58,157.3	7,434.7	20,932.1	35,525.9	122,050.0
	RPA(Avi-Yonah)	60,438.0	7,198.7	20,138.5	34,274.9	122,050.0
	現行法人税(原価基準法)	85,103.0	4,637.3	11,569.7	20,740.0	122,050.0
	現行法人税＋第一の柱(原価基準法)	78,780.5	5,296.5	13,762.1	24,211.0	122,050.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦)	5,488.6	19,496.9	59,117.8	97,196.8	181,300.0
	原価基準法)					

(出所) 著作作成

(6) ケース6

企業活動の条件設定

			ケース6 本社:A国				
			A国	B国	C国	D国	合計
資産	有形固定資産		85,000.0	7,000.0	1,000.0	19,000.0	112,000.0
製造・サービス提供	製造・サービス提供数		207,407.4	0.0	0.0	0.0	207,407.4
	グループ内取引		107,407.4	-22,222.2	-2,222.2	-82,963.0	0.0
収益	売上数		100,000.0	22,222.2	2,222.2	82,963.0	207,407.4
	売上単価		1.4	1.4	1.4	1.4	
	売上		135,000.0	30,000.0	3,000.0	112,000.0	280,000.0
費用	(販売製品の売上原価単価)	中間財等	0.2	0.2	0.2	0.2	50,000.0
		その他原価	0.4	0.4	0.4	0.4	75,000.0
	区分可能な費用	中間財等	50,000.0	0.0	0.0	0.0	50,000.0
		その他原価	75,000.0	0.0	0.0	0.0	75,000.0
		販売費(各国)	15,428.6	3,428.6	342.9	12,800.0	32,000.0
		合計	140,428.6	3,428.6	342.9	12,800.0	157,000.0
	共通費用	広告宣伝費(全世界)	3,000.0	0.0	0.0	0.0	3,000.0
		一般管理費等	5,000.0	0.0	0.0	0.0	5,000.0
		研究開発費	30,000.0	1,000.0	0.0	8,500.0	39,500.0
		合計	38,000.0	1,000.0	0.0	8,500.0	47,500.0
	売上原価		125,000.0	0.0	0.0	0.0	125,000.0
	販売費および一般管理費		53,428.6	4,428.6	342.9	21,300.0	79,500.0
	人件費(内数)		53,371.4	1,771.4	137.1	8,520.0	63,800.0
	合計		178,428.6	4,428.6	342.9	21,300.0	204,500.0
営業利益(連結)							75,500.0
指標	売上比率(グループ全体比)		48.2%	10.7%	1.1%	40.0%	100.0%
	費用比率(グループ全体比)		87.3%	2.2%	0.2%	10.4%	100.0%
	資産比率(グループ全体比)		75.9%	6.3%	0.9%	17.0%	100.0%
	人件費比率(グループ全体比)		83.7%	2.8%	0.2%	13.4%	100.0%
	売上総利益率(内部利益除く)		55.4%	55.4%	55.4%	55.4%	55.4%
	売上高営業利益率						27.0%
	総費用営業利益率						36.9%

(出所) 著者作成

課税所得の配分

		ケース6 本社:A国				
		A国	B国	C国	D国	合計
課税所得	現行法人税	71,031.6	924.5	92.4	3,451.4	75,500.0
	現行法人税+第一の柱	64,719.1	2,230.5	223.1	8,327.3	75,500.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦)	-18,631.9	24,648.0	2,464.8	92,019.1	100,500.0
	DBCFT②(共通費用を全額費用発生地で計上)	-18,428.6	25,571.4	2,657.1	90,700.0	100,500.0
	定式配分(売上・労務費・資産3要素均等)	52,286.6	4,968.1	548.4	17,696.8	75,500.0
	定式配分(売上100%)	36,401.8	8,089.3	808.9	30,200.0	75,500.0
	RPAI	41,588.4	6,919.6	682.0	26,310.0	75,500.0
	RPA(Avi-Yonah)	42,389.1	6,778.1	670.3	25,662.5	75,500.0
	現行法人税(原価基準法)	52,976.7	4,660.0	466.0	17,397.3	75,500.0
	現行法人税+第一の柱(原価基準法)	49,955.3	5,285.1	528.5	19,731.1	75,500.0
	DBCFT①(共通費用を売上総利益で配賦)	-10,654.1	22,997.4	2,299.7	85,857.0	100,500.0
	原価基準法)					

(出所) 著者作成